

■小山市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項

(趣 旨)

第1条 この要項は、小山市立図書館(以下「図書館」という。)に配架する雑誌のカバー等を広告掲載媒体として提供し、雑誌スポンサーの情報発信の場とするとともに、雑誌購入費用の節減と図書館サービスの向上を目的とする小山市立図書館雑誌スポンサー制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(制度の内容等)

第2条 図書館は、図書館へ配架する雑誌最新号のカバー等を、広告掲載媒体として雑誌スポンサーに提供するものとする。

2 雑誌スポンサーは、図書館に対する広告掲載料の支払いに代えて、当該広告を掲載する雑誌の購入費を負担するものとする。

3 前項に定める雑誌は、図書館の雑誌コーナーに配架し、その配架位置は、図書館が決定するものとする。

(雑誌スポンサーの対象)

第3条 雑誌スポンサーは、企業、商店及び団体等を対象とし、個人は対象外とする。ただし、小山市有料広告掲載等に関する運用基準第3条(平成18年1月31日制定)に該当するものは対象外とする。

(雑誌の選定)

第4条 広告を掲載する雑誌は、図書館が定めた「雑誌リスト」から選定する。

(雑誌の提供方法及び費用等)

第5条 雑誌スポンサーは、図書館指定の納入業者と契約の上、代金、振り込み手数料等を負担し、納入業者に原則として当該雑誌の発売日に図書館へ納品するよう指示しなければならない。

2 前項の手続き及び広告の作成に係る一切の費用は雑誌スポンサーの負担とし、当該広告を掲載する雑誌カバーの費用は、図書館の負担とする。

(広告掲載媒体及び表示方法)

第6条 雑誌スポンサーに提供する広告掲載媒体及び表示方法は、次のとおりとする。

1 提供雑誌の最新号カバー表面に、雑誌スポンサーの企業名を掲載する。縦4センチメートル、横13センチメートル以内で、地色は白色、文字は黒色とし、雑誌から離れない位置に表示する。

2 提供雑誌の最新号カバー裏面に、雑誌スポンサーの広告を掲載する。広告は雑誌カバーに収まるサイズとし、片面印刷とする。

3 図書館の雑誌コーナーに、雑誌スポンサー企業及び提供雑誌の一覧を掲示する。

4 図書館ホームページの雑誌スポンサー募集のページにおいて、雑誌スポンサー企業及び提供雑誌の一覧を掲載する。

(雑誌スポンサーの申込み)

第7条 雑誌スポンサーに申し込もうとする者は、雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、図書館に提出するものとする。

- (1) 広告図案
- (2) 会社概要等
- (審査及び決定等)

第8条 図書館は、前条の規定による申込みがあったときは、当該内容を審査し、雑誌スポンサーを決定するものとする。

2 雑誌スポンサーの審査は、図書館長、総務係長、資料担当、雑誌担当、そのほか館長が必要と認める者をもって行う。

3 図書館と雑誌スポンサーは、当該決定に基づく広告掲載及びその費用負担について覚書を締結するものとする。

(広告の内容)

第9条 広告の内容は、小山市有料広告掲載等に関する運用基準第4条(平成18年1月31日制定)に準ずるものとし、市の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、市民に不利益を与えないものとする。

2 雑誌スポンサーは、掲載しようとする広告について、あらかじめ図書館と協議するものとする。

(広告掲載期間)

第10条 広告の掲載期間は、当該雑誌の刊行期間の単位にかかわらず、1年間とする。ただし館長が認めたときは、延長することができる。

(広告の変更)

第11条 雑誌スポンサーは、広告掲載期間中に雑誌カバーに掲載する広告の変更を行うことができる。

2 雑誌スポンサーは、広告の変更を希望するときは、変更を希望する日の1箇月前までに広告案を図書館に提出し、許可を得なければならない。

(雑誌が休廃刊した場合の措置)

第12条 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊又は廃刊となったときは、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えることができる。

(広告掲載の責務)

第13条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 図書館は、雑誌スポンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、当該掲載を取り消すことができる。この場合において、雑誌スポンサーに損害が発生しても、図書館はその賠償の責めを負わない。

(1) 提供されるべき雑誌の納入がないとき。

(2) 雑誌スポンサーが市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(3) 雑誌スポンサーが社会的信用を著しく損なったとき。

(4) その他広告掲載が適切でないと図書館が認める事由が発生したとき。

(雑誌スポンサーの解約)

第15条 雑誌スポンサーが広告掲載期間内に雑誌スポンサーを解約しようとするときは、広告掲載を終了しようとする日の1箇月前までに、雑誌スポンサー解約申請書(第3号様式)を

提出するものとする。ただし、雑誌スポンサーの解約に正当な理由があり、館長が認めたときのみ解約することができる。

(雑誌の所有権)

第16条 本制度により納品された雑誌の所有権は、市に帰属する。

(その他)

第17条 この要項に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項は、図書館が別に定める。

附 則

この基準は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年5月2日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年11月1日から施行する。